

社 説

官吏登用法改造

今の政府の官吏登用法は如何なる精神より成りたるものなるや云ふに抑も明治の初年政府が文部省を創立して始めて學制を頒布したる當時の考にては學問の權を當局者の手に握りて全國の教育を統一せしめ政府の力を以て文明開化の進歩を謀らんとしたるものに外ならず百事務の時代には無理もなき考にして敢て怪しむに足らずと雖も以て其精神の所在を知る可し然るに教育の效能空しくからず社會文明の漸く進歩するに隨ひ或る部分に一種の説を生じたり曰く西洋の學問は技術一偏所謂功利説に外ならず之を利用するは固より妨がしと雖も東洋には東洋固有の道徳あり學問の大本は其道徳に基かざる可らずとの趣旨にして從來漢唐流の専ら唱へたる所にして珍らしからぬ歐羅巴なれども明治十四五年の頃、世間に民權の論次第に喧しくしてます

の實を見る可し然るに今回の政變は明治初年以來の大變革にして始めて政黨内閣の實を見たりと云ふ即ち人民國人を以て政府を造りたるものなれば大に革新を要す可きもの一にして足らざるも第一に官吏登用法の如きは從來の政府が政府國人を以て自から地位を守るの精神より案出したる遺法にみれば根柢よりして破壊せざる可らず我輩の敢て新政府に望む所のものなり或は官吏の登用法は實際の必要にして決して廢す可らず若し之を廢するときは人を探るに一定の標準を失ひ當局者毎々の手心にて勝手に任用するより爲り自ら情弊の弊を生じて次第に年を重ぬる其中には弊害百出底止する所を知らず遂に第二の情弊政府を見るに至る可しとの掛念ありんか我輩は敢て絶對に登用法を無視するもの非ず馬を賣ひ夫を飼ふにも自から之を試みるの必要あり官吏の採用にも何か標準を定むるは亦自から必要ならん雖も今の登用法は前述の如き精神に成りたるものにして廢敗の遺物決して採用す可き非ざれば何は免れもれ一旦は根柢より破壊して其精神を絶滅せしめ更らに新法に改造せざる可らず我輩の敢て破壞を主張する所以なり左れば現法は飽くまで破棄して決定して新法の趣向は如何す可きやと云ふに從來の法は右の精神より出たるが故に其制限の如き甚だ窮屈にして廣く人を容るるに便ならず否否人を得が爲めに設けたるものにして人民國には不通の法にみよれば第一に其制限を寛にし今の尋常中學校若しくは高等以上と認めたる公私立中學校の卒業生即ち普通學を修め得たるものは試験を要せずして登用の自由を與ふ可し而して學校認可の權は實際に文部省に任するの外なしと雖も從來の如く當局者の毛嫌ひの爲め手心を用ひて此れを抑へ彼れを擡がが如き不公の沙汰は斷然止めにし一般の見る所にて尋常中學校以上と認めたる學校ならんには其種類の如何に拘はらず一律平等に認可す可きものなり大體凡そ右の趣向として我輩の殊に望む所は高等官たるものは必ず英語英文を解するものに限るの一事にして尋常中學校認可の例より出でし官吏の志願者たるものは先づ第一に英語英文を試みるものと爲す可し事柄は少し殊なれども我輩の所見を以てすれば國會議員の如きも英語英文を解せざるものは候補者たるを得ざるの規定を設くるも肝要なりと信ずれば今日の實際には容易に行はる可らずとて之を他に望み官吏に限りては直に實行して差支なかる可し我輩の序ながら希望する所のものなり

要左の如く談話せり
國庫の財源 には關しては曰く財源は必ずしも乏しからず三千五百萬圓や四千萬圓の歳入不足は地租増徴を須たずして之を補填するの端からざるを慶の福澤先生は酒の酒税を二十圓まで増し得べしと論ぜられたるが二十圓増すも増し得べしと増せば三千萬圓位の不足を補填するも極めて易なるが如し當局者の調査に依れば自家用酒を禁じ混成酒に對する制限を嚴密にせば現在四百萬石の造石を増して六百萬石とするも敢て難からざるより二百萬石の増加は覺束なしとするも充分、内輪に積りて百四五萬石を増さしむるも、は其望なきにわらず一面に於て造石税の増率に依り現在の四百萬石より千數百萬圓の新財源を得ると同時に他面に於て自家用酒禁止等に伴ふべき造石高の増加よりも亦千數百萬圓の新財源を得ると容易なる元來、租税の少くして實收の多きものを選び得策なり此一點より言へば酒税の増率は方今輸入の増加を求むるに於て無二の好財源といふべし酒税に次で善き財源は砂糖税なるべく彼の菓子税の如き煩苛なる税法は之を避くべきも一般に砂糖に課税するは適當の事なるべし自今の見込にては三千萬や四千萬の精糖に苦しまざる積りなれど若し餘儀なき必要に迫らば地租の増徴といへども多數人民の同意を求むるに難からざるべし餘儀なき必要とは何ぞや行政の整理して節約すべし費用は充分節約し適當の稅源を求めて整理すべし財政は充分整理し然る後、猶ほ歳入の不足ならば國民と雖も強ち地租増徴を拒むるものにあらざるべし行政の整理 には關しては曰く是迄大隈伯は屢々行政整理を計畫して何時も好結果を得ず今度の行政整理も同様の結果に了るべしと取捨善悪するものあれども是は決して掛念を要せず是は行政の整理を好むものが委員となりて整理を企てたるものと一事一件、無要の議論のみ多かりしが今回選定の委員は熱心に整理を希望するもの以外ならず彼の名は整理委員にして其實、不整理委員たりしものと同日の論にあらざるや今國の委員は必ずしもして事に當るべく其好果を收むるも遠きにあらざるべし委員は重に各省の次官より探りたれど各大臣の如き意見あるるとき自由委員會に臨み自由に其考案を述べ得るも勿論なり委員會に於て決定せる所は内閣、之を容れて若々之を實施するの機情なるも亦無論の次第なり

合同より成りて内部の融和、未だ其端を見ざる前、早くも政權を譲り渡されたる次第なれば施政の方針に關して兩派の打合せを要するも多々あり鐵道國有論の如き即ち打合せを要するもの一なれば予は未だ此問題に就きて他の諸大臣と打合をなすの暇を得ず此問題に關して現内閣が如何なる方針を採らんとするやを豫め知るべからずと雖も假りに一己の意見は言はし前年、日清戰爭に際し知事部長の勸誘に應じて民間事業費の國庫に借り上げられたるもの少からず民間に在りて一割以上にも超され得べき事業費が唯、國の爲めといふ名義にて多く軍事公債となり僅に五厘の利率を取め居るに過ぎざるは事業界の爲め惜むべし民間經濟の爲めに此不幸を救済するは今日の急務にして而して民間事業費の欠乏を救はんとするには民設鐵道を國庫に買上ぐるの最上策たるを知れり鐵道を國庫に買上ぐるの最上の低價なる際に買上ぐるを得策なるべく今日

○取
○新
○議

林選信大臣の政見

社説は昨日林選信大臣を臺南坂の官邸に訪ひ政見上の要點に付きて其意見を叩きたるに大

任北海邊廳長官(高等官一等) 杉田 定一
任内務省縣治局長(同二等) 山下千代雄
任北海邊廳長官(同二等) 中嶋又五郎
任北海邊廳長官(同二等) 堀内 賢助
任東京府知事(同二等) 正五位 藤原 龍
任大阪府知事(同二等) 菊池 侃二
任三重縣知事(同二等) 李家 裕二
任靜岡縣知事(同二等) 加藤平四郎
任長野縣知事(同二等) 關山 勇

○サ
米國陸軍其
に於て海軍
市の運命